小麦売却制度について

2007 年 4 月より改正食糧法が施行され、輸入小麦の政府売渡価格に相場連動制、また一部銘柄にＳＢＳ方式が導入された。その後麦の売却制度については、2008 年 11 月より有識者を集めた輸入麦の政府売渡ルール検討会にて議論が行われ、2009 年 10 月に報告書が提出されている。報告書の提言により 2010 年 10 月に即時販売方式が導入された。現在の輸入小麦・国内産小麦の売却制度及び今後の動向等について以下に解説する。

1. 輸入小麦の相場連動制

2007 年 4 月より輸入小麦の売却は、年間を通じて固定的な価格で売却する標準売渡価格制度が廃止され、新たに過去の一定期間における政府買入価格の平均値に年間固定のマークアップ（売買差額）を加える相場連動制が導入された。この制度の導入により、1 年間固定であった小麦の売渡価格が、年 2 回改定されるとともに、穀物相場等に基づき自動的に算出されることとなり、これまで国際的な相場変動の影響を受けにくかった製粉業界にとっては大きな変革となった。尚、前述の輸入麦の政府売渡ルール検討会では、価格改定回数は原則年 3 回であるが、当面は年 2 回を継続することとされている。また、売渡価格の改定は、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにするため、価格改定月の 2 ヶ月前より遡って直近 6 ヶ月を算定期間とし、当該期間の政府の平均買付価格を基準としている。

【改定時の考え方】

	2007年4月	2007年10月
年間価格改定回数	当面、年２回（４月、１０月）	当面、年２回（４月、１０月）
買付価格算定期間	２００５年１２月～２００６年１１月の１年間	２００６年１２月～２００７年７月の８ヶ月間
価格改定後における変動幅	当面、改定前の価格±５％の範囲内	改定前の価格±１０％の範囲内

	2008年4月	2008年10月
年間価格改定回数	年２回（４月、１０月）	年２回（４月、１０月）
買付価格算定期間	２００７年６月～２００８年１月の８ヶ月間	２００７年１２月～２００８年７月の８ヶ月間
価格改定における変動幅	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要５銘柄平均で３８％の上昇となることを踏まえて、２００８年４月期の政府売渡価格は、主要５銘柄で３０％の引上げとする。	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要５銘柄平均で２３％の上昇となるが、物価高騰問題も柱とする「安心実現のための緊急総合対策」の一環として引上げ幅の特例的な圧縮を行うこととし、２００８年１０月の政府売渡価格は、主要５銘柄で１０％の引上げとする。

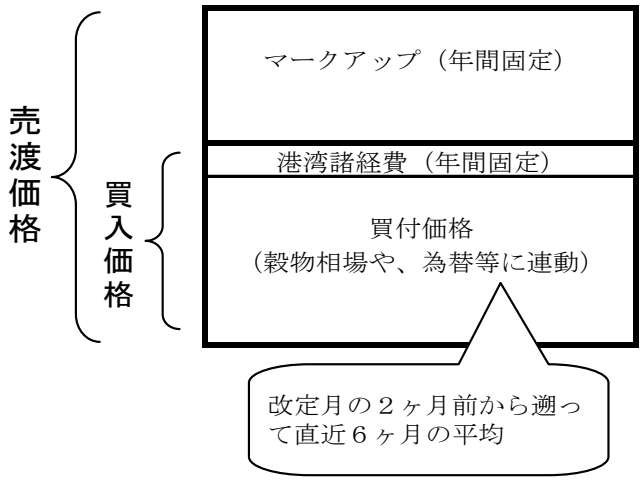
	2009年4月	2009年10月
年間価格改定回数	年２回（４月、１０月）	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２００８年６月～２００９年１月の８ヶ月間	２００９年３月～２００９年８月の６ヶ月間 直近６ヶ月（概ね１ヶ月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、価格改定月の２ヶ月前までを対象）

	2010年4月	2010年10月
年間価格改定回数	原則３回、当面年２回	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２００９年９月～２０１０年２月の６ヶ月間	２０１０年３月～２０１０年８月の６ヶ月間

	2011年4月
年間価格改定回数	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２０１０年９月～２０１１年２月の６ヶ月間

【輸入小麦売渡価格の構成】

輸入小麦の政府売渡価格の構成は以下の通りであり、価格の見直しについてはマークアップと港湾諸経費が 1 年間固定、買付価格が年 2 回改定されることとなる。製粉業界は引き続き政府（農林水産省）に対し、国際競争力の基盤強化を目指して、マークアップの継続的な縮小などを働きかけていく。



【輸入小麦売渡価格改定及び当社の小麦粉価格改定】

小麦売渡価格の相場連動制導入により、輸入小麦の売渡価格は制度が導入された 2007 年 4 月から 4 回連続引き上げられたが、その後、国際穀物相場及び外国為替相場の変動に伴い、2009 年 4 月から 3 回連続引き下げとなり、2010 年 10 月からは 2 回連続の引き上げとなっている。当社は、輸入小麦の売渡価格改定に伴い小麦粉価格の改定を行っている。尚、価格改定にあたっては、小麦価格の変動額をそのまま小麦粉価格に反映させている。

■輸入小麦売渡価格改定の推移

産地銘柄	略号	2009年4月1日		2009年10月16日		2010年4月1日		2010年10月1日		2011年4月1日	
		価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）
ｱﾒﾘｶ産ｳｪｽﾀﾝ･ﾎﾜｲﾄ	WW	57,880	▲ 13.9	47,460	▲ 18	45,090	▲ 5	―	―	―	―
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ･ﾎﾜｲﾄ	ASW	64,140	▲ 16.2	46,820	▲ 27	44,480	▲ 5	―	―	―	―
ｱﾒﾘｶ産ﾊｰﾄﾞ･ﾚｯﾄﾞ･ｳｲﾝﾀｰ	HRW	59,260	▲ 20.6	46,810	▲ 21	44,470	▲ 5	―	―	―	―
ｶﾅﾀﾞ産ｳｪｽﾀﾝ･ﾚｯﾄﾞ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞNo.1	1CW	71,890	▲ 10.6	54,640	▲ 24	50,290	▲ 8	―	―	―	―
ｱﾒﾘｶ産ﾀｰｸ･ﾉｰｻﾞﾝ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	DNS	67,010	▲ 13.5	51,600	▲ 23	49,530	▲ 4	―	―	―	―
5銘柄平均		64,750	▲ 14.8	49,820	▲ 23	47,160	▲ 5	47,860	1	56,710	18

＊2010年10月改定より、個別銘柄の価格については、政府より公表されていない。

■当社小麦粉価格改定推移の推移

種別	2009年5月11日	2009年11月24日	2010年5月10日	2011年1月4日	2011年6月20日
強力系小麦粉（主にパン、中華麺用）	▲ 365	▲ 460	▲ 85	20	330
薄力系小麦粉（主にケーキ、菓子用）	▲ 235	▲ 145	▲ 55	▲ 10	215
中力系小麦粉（主にうどん用）	▲ 235	▲ 145	▲ 55	▲ 10	215

2. SBS方式

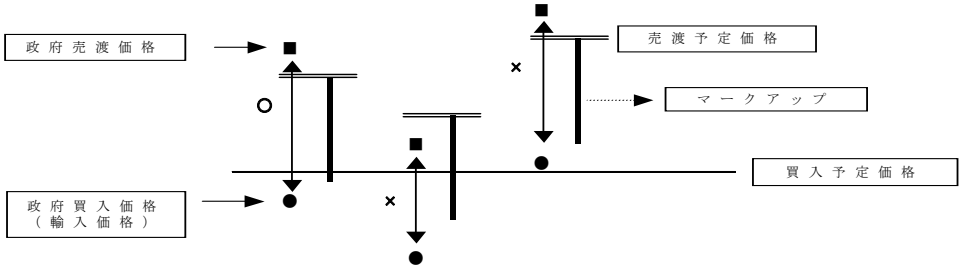
ＳＢＳ方式とは売買同時契約（Simultaneous Buy and Sell）方式のことであり、商社等の輸入業者と製粉会社等の買受会社が連名で外国産小麦の「政府への売渡」と「政府からの買受」に関する申し込みを同時に行う方式である。ＳＢＳ方式は、様々な銘柄を使用したいという製粉会社の多様なニーズに国家貿易の枠内で柔軟に

対処出来るように導入された制度であり、現時点では、カナダ産デュラム小麦（主にパスタ用）やオーストラリア産プライムハード小麦（主に中華麺用）などの消費量の少ない銘柄のみが対象となっており、業界に与える影響は限定的である。尚、前述の輸入麦の政府売渡ルール検討会において、ＳＢＳ方式については、拡大していくことが必要であるが､麦産業全体の将来ビジョンを検討し､結論を得られた後、3 年程度の準備期間を経て実施することが適当であると提言されている。

【入札方式】

ＳＢＳ方式での入札は、政府買入予定価格を下回り、かつ政府売渡予定価格を上回るもので、マークアップ（売買差額）の大きいものから順に落札される。

【SBS方式概念図】

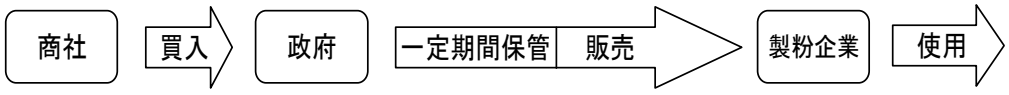


3. 即時販売方式

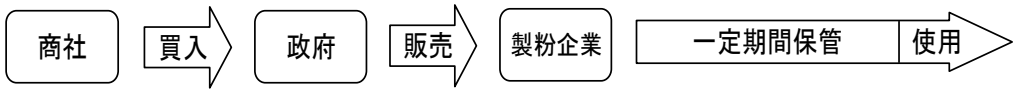
2010 年 10 月より即時販売方式が導入された。従来は輸入小麦主要 5 銘柄について、政府は商社に委託して小麦を輸入し、本邦への配船を行い、一定期間（1.8 ヶ月）備蓄保管した後に、製粉企業に販売していた。即時販売方式では、従来同様、政府が商社に委託して小麦を輸入するが、本邦への配船は商社が行い、本邦到着後直ちに政府は製粉企業に小麦を販売することとなった。本方式においては、政府は輸入小麦の備蓄保管を行わないが、不測の事態に対応できるよう、製粉企業が備蓄保管を行うこととなった。

政府は、従来製粉企業が日常の操業のために保有していた約 0.5 ヶ月分の小麦在庫と、政府が備蓄していた 1.8 ヶ月分の在庫を併せた 2.3 ヶ月分の在庫を製粉企業が保有することを条件に、安定供給確保のために政府に代わり製粉企業が備蓄する 1.8 ヶ月分について、保管料を助成することとした。そのため、本制度導入による、製粉企業の業績への影響は基本的に無い。従来方式と大きく異なる点は、配船及び備蓄を行う主体が政府から民間（商社、製粉企業）に変わるという点にある。また、製粉企業の原料在庫が増えることにより、小麦価格改定に伴う小麦粉価格の改定時期が遅れることとなった。

●従来方式



●即時販売方式



4. 国内産小麦の売却制度

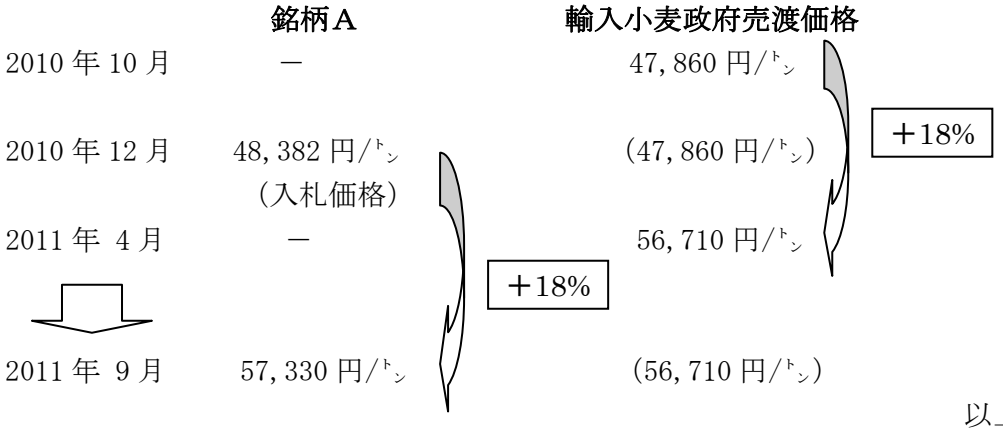
国内産小麦については、1998 年に「新たな麦政策大綱」が策定されたことによりそれまで大半が政府を経由して流通していたものが、、2000 年より民間流通に委ねられ、生産者と実需者が直接取引を行う仕組みとなった。現在国内産小麦は日本の小麦需要量の 15%程度であり、その全量が民間流通に移行している。民間流通への移行に際しては国からの補助金として「麦作経営安定資金」が導入されたが、2007 年 4 月からは「麦作経営安定資金」に代わり「水田・畑作経営所得安定対策」となり、麦・大豆・甜菜・澱粉用馬鈴薯については、一定以上の生産規模の「担い手（生産者)」に対して補助金が支払われる仕組が導入された。但し、この仕組みにおいても、結果として生産者は補助金が以前と同じレベルで受取れるように配慮されている。尚、補助金の原資としては輸入小麦のマークアップが充てられている。また、民主党政権の発足により、2010 年度より米農家を対象とした「戸別所得補償モデル対策」がスタートし、2011 年度より対象作物を麦･大豆などにも拡大した「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されることとなった。戸別所得補償制度においても小麦生産者に対する補助金レベルは大きくは変わらないと見込まれるが、今後の小麦生産に対する影響について注視していく必要がある。

【民間流通概要】

民間流通麦は播種前契約が基本となっており、契約から実際の売渡しまでに、約 1 年間の期間が存在する。通常、価格は契約予定数量の 30%が入札により、残りの 70%が相対により決定し契約される。なお、入札価格には値幅制限が設定されている。契約が播種前のため、契約数量通り収穫されるとは限らないため、契約には一定の数量アローワンスが設定されている。また、前述の通り、契約から実際の売り渡しまで、約 1 年の期間が存在するため、その間に輸入小麦の売り渡し価格が大きく変動した場合、輸入小麦と国内産小麦の価格バランスが崩れる可能性がある。この問題を解消するため、2011 年産麦より、取引価格の事後調整の仕組みが導入された。事後調整により、国内産小麦の取引価格は、輸入小麦の政府売渡価格の改定（４、１０月）に合わせて、契約価格に輸入麦の政府売渡価格の変動率を乗じて改定される。

【価格の事後調整の具体的イメージ】

＊2011 年産小麦を 2011 年 9 月に購入する場合。



以上